総合福祉部会 第11回

H23. 1. 25 資料11

ごうどうさぎょうちーむ しゅうろう ろうどうおよ こよう ぎじようし がつ にちぶん合 同作業 チーム (就労 (労働及び雇用))議事要旨(10月26日分) にちじ へいせい ねん がつ にち か

1. 日時: 平成22年10月26日(火)14:00~17:00

ばしょ こうせいろうどうしょうていそうとう かいこうどう

2. 場所:厚生労働省低層棟2階講堂 しゅっせきしゃ

3. 出席者

まついざちょう こまむらふくざちょう いとういいん かつまたいいん くらたいいん こんどういいん松井座長、駒村副座長、伊東委員、勝又委員、倉田委員、近藤委員、 さいとういいん しんたにいいん たけしたいいん 斎藤委員、新谷委員、竹下委員

ぎじようし

4. 議事要旨

ろんてん しょうがい しゅべつ ていど こようぎむ うむ こよう きかいとう (論 点 1 (「障 害の種 別・程度によって雇用義務の有無、さらには雇用の機会等に だいいちじいけん だい げんじょう かいぜん 格差があるなど」(「第一次意見」第3-4-1)の現状の改善、および障害者 ろうどうしゃせい けんりせい かくほ かんれん きほんりねん も こ ひつよう の労働者性や権利性の確保との関連でどのような基本理念を盛り込む必要が

あるか。) について)

ろうどうけん ちゅうしん しょうがいしゃ せいかつ しあっ てん・労働権を中心に、障害者がどういう生活をするのが幸せなのかという点を ねんとう ぎろん 念 頭に議論すべき。

ろうどう しゅうろう しごと はたら ことば なに いみ ・「労働」「就労」「仕事」「働く」といった言葉が、それぞれ何を意味するの

ろうどうけん はたら きかい ろうどうさんぽう はたら **う**え ・「労働権」とは、「働く機会」のことなのか、「労働三法など働く上での権利」 きょうつうにんしき も うえ ぎろん

のことなのかについて 共通認識を持った上で議論すべき。

ふくしてきしゅうろう ほごこよう ことば いめーじ

- ・「福祉的就労」と「保護雇用」の言葉のイメージも、はっきりさせないといけない。
- ろうどうほう ぜんめんてきょう かんが いっき じつげん むずか・ 労働法を全面適用すべきと考えるが、一気には実現するのは難しいので、 ちんぎんほてん しゃかいてきじぎょうしょ ひつよう

賃 金補填や社 会 的 事 業 所が必 要となる。

しょうがいしゃけんりじょうやくだい じょう りねん ちか ぽいんと

・障害者権利条約第27条の理念にいかに近づくかがポイント。

ろうどうほうき ほごか お しょうがいしゃ ろうどう

・障害者の労働については、ただ労働法規の保護下に置けばいいというものでは さまざま しえん く あ ひつよう

ない。様々な支援を組み合わせる必要がある。

しょうがいしゃ だれ ろうどう けんり も じゅうよう しょうがいしゃ ・障害者は誰でも「労働する権利」を持っているとうたうことが重要。障害者 ろうどうけん ほご げんじょう ぐたいてき しめ きほんほう しょうがいしゃ の労働権が保護されていない現状を具体的に示さないと、基本法に障害者 ろうどうけん か

の労働権を書くことはできない。

しょうがいしゃ ろうどう しゃかいさんか めん たしゃ かか ・障害者の労働には社会参加という面もあり、他者と関わりながら賃金を得 じゅうよう

るものとして重要。

しゃかいさんか いみ ろうどう ゆうしょう ・「働く」ことを「社会参加」としてしまうと、意味があいまいになる。 労働とは有償

けんりせい 労働であることを明らかにして、権利性をはっきりさせるべき。

けんぽう しょうがいしゃ ふく けんり さだ ・憲法では、障害者も含めたみんなの権利として定められているが、障害者 いがい はたら けんり ほうりつ さだ しょうがいしゃ はたら 以外についても「働く権利」も法律には定められていない。あえて障害者の働 しょうがいしゃ はたら そうおう うらづ ひつよう けんり ほうりつ か く権利だけを法律に書くのであれば、相応の裏付けが必要である。「権利」の裏 いしき

には「義務」があることも意識すべき。

しょうがいしゃ ろうどうけん きほんほう か ほうこう はたら ひと はたら ば かくほ・障害者の労働権を基本法に書く方向で。「働きたい人が働ける場の確保」 はたら かた ほしょう しょうがいしゃ たいとう はたら じょうけんせいび 「あらゆる 働き 方の 保 障」「障害者が対等に働けるための条件整備」につ きほんほう たいおう ほうこう

いても、基本法で対応する方向で。

しょうがいしゃ ろうどうのうりょく ろうどう じょうたい きょういく・ 障害者は労働能力がないのではなく、労働できる状態までにする教育、 しょうがいしゃ かのうせい ひ だ いりょうとう しえん おこな 医療等の支援が行われていないだけ。あらゆる障害者の可能性を引き出して してん ひつよう ろうどう 労働につなげていくという視点が必要。

ろんてん しょうがいしゃ ろうどうしゃせい ほご ふくしてきしゅうろう いっぱんこよう いこう (論 点 2 (障 害 者の労 働 者 性の保護と福祉的就 労から一般雇用への移行を みなお ひつよう かんが

<u>すすめる 上 で、どのような見直しが 必 要 と 考 えるか。)について)</u>

- ふくしてきしゅうろう いっぱんしゅうろう がだ う しく ひつよう みのおし と く・福祉的就労と一般就労の間を埋める仕組みが必要。箕面市で取り組んでい しゃかいてきこよう くに せいど ちんぎんほてん もっと とくちょうてき
- る「社会的雇用」では国の制度にないものとして賃金補填が最も特徴的。
- しゃかいてきじぎょうしょ しごと かくほ しょうがいしゃ ろうどう ちんぎん しく・「社会的事業所」は仕事を確保し、障害者が労働して賃金をもらう仕組 ちんぎんほてん ぜったい いたりあ こうてききかん ゆうさきてき しごと み。賃 金 補填は 絶 対 ではない。イタリアでは 公 的 機関が 優 先 的 に仕事をはっちゅう かね ほじょ しごと ゆうずう しく 発 注 するなど、金 を補助するのではなく、仕事を 融 通 する仕組みとなっている。

ちんぎんほてん じんてきしえん しごと しんこうさく おも ていあん みんじゅかんきさく・賃金補填、人的支援、仕事の振興策が主な提案。民需喚起策として

- はっちゅうそくしんぜいせい みなお こようせいど きょうどうじゅちゅうまどぐちそしき 発注促進税制の見直しのほか、みなし雇用制度、共同受注窓口組織へ はっちゅうそくしんぜいせい みなお ちんぎん はら さいていちんぎん た ぶぶん ちんぎんほてん 賃 金を払えるようにすべき。最 低 賃 金に足りない部分を賃 金 補填すべき。 ちんぎん はら
- ふくしてきしゅうろう ば ろうどう じったい ふくしてきしゅうろう かんが かた・福祉的 就労の場でも労働の実態がある。福祉的就労という考え方をやめ、ろうどうしゃせい みと けんり ほしょう じぎょうしょ じじょどりょく さいてい労働者性を認め権利を保障すべき。事業所の自助努力だけでは最低 ちんぎん はら しゃかいしえんこようせいど ろうどうしゃ けんり まも 賃 金は払えない。社会支援雇用制度をつくり、労働者としての権利が守ら しょうがいしゃ けんり まも

れていない障害者の権利を守るべき。

ふくしてきしゅうろう か ろうどうほうせい なに てきょう・福祉的就労をやめたらどう変わるのか。労働法制の何を適用すべきか。 しゅうろうけいぞく がた がた しょうがいしゃ ろうどうしゃせい みと なに ぐたいてき 就 労 継 続 A 型・B 型で障害者の労働者性を認めると、何が具体的な きょうつうにんしき ひつよう 権利として認められるのか、共通認識が必要。

- しょくぎょうきょういく しょくばしえん つうきんしえん じゅうたくしえん しょとくほしょうとう さぽーと・職業教育、職場支援、通勤支援、住宅支援、所得保障等のサポートきのう なか ふくしてきしゅうろう ゆば しょうがいしゃが機能していない中で、福祉的就労がなくなると行き場がなくなる。障害者のろうどう しえん ぷろぐらむ ひつよう労働を支援するプログラムが必要。
- しょうがいねんきん じぎょうしょ ほうしゅう だ なか ちんぎんほてん こうちん・障害年金や事業所への報酬を出している中、さらに賃金補填で工賃とさいていちんぎん さう こくみん りかい え せいさくてき だとう最低賃金の差を埋めることは国民の理解を得られるのか。政策的に妥当かど
- ろうどうしゃせい ふくしてきしゅうろう もと じぎょうしょ だ ほじょきん で・労働者性というなら福祉的就労の下で事業所に出されている補助金は出しょうがいしゃ まも しょうがいしゃ ろうどう けんり めいかくない。それで障害者は守られるのか。障害者の「労働の権利」を明確にししゃかいてき う いなければ、社会的に受け入れられない。
- きほんほう なに か いま で たよう はたら かた ほしょう しごと かくほ・基本法に何を書くか。今まで出たのは「多様な働き方の保障」「仕事を確保しく とうする仕組み」等。

ろんてん たよう はたら ば じえい きぎょう しゃかいてきじぎょうしょ きょうどうくみあい (論点3(多様な働く場としての自営や起業、社会的事業所や協同組合、 ほごこよう しゃかいしえんこよう かた かんが

および保護雇用 (社会支援雇用) のあり方をどのように考えるか。) について) ちんろうどう しゃかいてき ゆうい かつどう せいかつ

・賃労働でなくても、NPOなどの社会的に有意な活動については、生活でかて え ひょうか しゃかいてきじぎょうしょ きょうどうろうどう きる糧を得られるよう評価すべき。社会的事業所、協同労働などにNPO ふく が含まれるか。

たよう かつどう ひょうか じゅうよう おも しほんしゅぎ・NPOなど多様な 活 動 を 評価することは 重 要 だと 思 うが、資本主義においてはけいざいせい ひつよう しゃかいてきじぎょうしょ けいざいかつどう ともな ぜんてい経 済 性が必 要 なので、社 会 的 事 業 所 も経 済 活 動 を 伴 うものを 前 提がが に考えるべき。

きほんほう か しょうがいしゃ ろうどう けんり はたら ば ほしょう ふく げんそく・基本法に書く「障害者の労働の権利」は「働く場の保障を含め、原則とすべ ふくしてきしゅうろう ろうどうほうき てきょう せんげん けいざいして全ての福祉的就労に労働法規が適用されることの宣言」と「経済かつどう みと たい ちんぎんほてん おこな さいていちんぎん こうてき活動と認められるものに対し、賃金補填を行い最低賃金を公的にほしょう そくめん も りかい

保障」の2つの側面を持つという理解になるか。

うか。

ふくしてきしゅうろう のこ え しゃかいてきじぎょうしょ む すす・まだ福祉的就労は残さざるを得ないが、社会的事業所に向けて進んでいく ほうこうせい きほんほう か

という方向性を基本法に書くことはできないか。

しえんそち ろうどうほうき てきょう そこあ かのう かぎ ろうどうほうき・支援措置で 労働 法規を 適用 できるところまで底上げし、可能な 限 り 労働 法規 てきょう ぐたいてき ちんぎんほてん ゆうせんはっちゅうとう じぎょうしゃ を 適用 すべき。 具体的には、賃金補填や優先発注等による事業者へのしえん かんが 支援が考えられる。

ふくしてきしゅうろう はたら ひと のうりょく ひく き いっぱんきぎょう しょうがい・福祉的 就労で働く人は能力が低いと決めつけている。一般企業で障害の

おも ひと はたら たいとう いっぱん う い しょうがいしゃ 重 い 人 は 働 けるのか。対 等 といっても 一 般 には受け入れられていない。障 害 者 はたら かた かんが なお ひつよう

の働き方について考え直す必要がある。

しゅうろういこう しゅうろうけいぞく ちいきかつどうしえんせんた さいへんせい ・就 労移行、就 労 継 続、地域活動支援センターなどの再編成についても議論 が必要。雇用のあり方についても議論が必要。社会的事業所はハードとし とら つうじょう きぎょう しえん はら ふく て捉えるのか、それとも、通常の企業における支援によって働けることも含む のか。

ろんてん しょうがいしゃ たい しゅうろうほしょう しょとくほしょう かんれん かんが (論 点 4 (障 害 者に対する就 労 保 障と所 得 保 障との関 連をどのように考

<u>えるか。) について)</u>

しゃかいてきじぎょうしょ きゅうしゅう とすると、社会的事業所で吸収できるのではないか。あとは、残された人た しえん ひつよう ぎろん しゃかいてきじぎょうしょ しゃかいしえん ちにどういう支援が必要かという議論になるか。社会的事業所と社会支援 こよう ちが なに ちんぎんほてん うむ ふく ぎろん 雇用の違いは何か。賃金補填の有無も含めて議論したい。

しゅうしょく いた しえん わんすとっぷ そうだんまどぐち じんてき 就職に至る支援がなされるべきだが、ワンストップの相談窓口がない。人的 しえん いどうしえん こみゅにけーしょんしえん ちんぎんほてん く あ ろうどう 支援、移動支援、コミュニケーション支援に、賃 金 補填を組み合わせて 労 働 を しえん しく しゃかいしえんこよう 支援する仕組みが「社 会 支援雇用」である。

しゃかいしえんこよう しゃかいてきじぎょうしょ さまざま じょうきょう しえん・社会 支援雇用にしても、社会的事業所にしても、様々な状況や支援 っーる く あ しえん おこな ちんぎんほてん ひつよう き ツールを組み合わせて支援を 行 うことで 賃 金 補填が 必 要 かどうか決まるのではな

いか。

しょうがいしゃ つか 障害者でなくても使えるものではないのか。

しょうらいてき しゃかいしえんこよう じゃくねんしゃ ほーむれす ふく おも・将来的には、社会支援雇用に若年者やホームレスを含むのはよいと思うが、 げんじてん どうれつ ろん そうけい しょうがいしゃ あ しえん しく つく 現 時 点で 同 列 に論 じるのは 早 計。まずは、障 害 者 に合った支援の仕組みを 作 じゅうよう り上げることが重要。

ちんぎんほてん しょとくほしょう ちが なに しょとくほしょう

・賃金補填と所得保障との違いは何か。むしろ所得保障ができてればよい

しょとくほしょう なか ちんぎんほてん しょとくほしょう なか ちんぎんほてん いめーじ ちんぎんほてん こよう・所 得 保 障の中に賃金補填がある、というイメージ。賃金補填による雇用 そうしゅつ しゃかいてきめりっと ひょうか 創出といった社会的メリットをどう評価するか、ということ。

ちんぎんほてん はたら ひと たい ちんぎん うわの はたら のうりょく・ 賃 金 補填は、働いている人に対する賃 金の上乗せ。働くことによって能力

こうじょう かのうせい かくだい きたい しゃかいてき めっせーじ おくの向 上や可能性の拡大が期待でき、社会的にもよいメッセージが送れる、とてん いみいう点で意味がある。

しょとくほしょう じぎょうしょ ほうしゅう まんえん ほんにん 所得保障だけなら、事業所への報酬10万円をそのまま本人にあげればいみ しょうがいしゃ しゃかい で はたら せいかつ いみよいが、それでは意味がない。障害者が社会に出て、働いて生活することに意味がある。

しょうがいしゃ のうりょく はっき ば かくほ さいていちんぎん ほしょう・障 害 者が能力を発揮できる場を確保すべきであり、そこで最低賃金が保障 ささ しゃかいてきじぎょうしょ ほじょきん されるべき。それを支えるべき社会的事業所は、補助金なしでやっていけるのか。

じんてきしえん ちんぎんほてん しごと かくほ かくほ じゅうど しょうがいしゃ すく・人 的 支援、賃 金 補填、仕事の確保が確保されないと、重 度 の 障 害 者 は 救われない。

this ひと ちんぎんほてん ほしょう はら ひと ・働 くことができる 人 には 賃 金 補 填 で 保 障 していき、働 くことができない 人 に しょとくほしょう しく ひつよう は 所 得 保 障 の仕組みも 必 要。

きほんほうだい じょう だい じょう おおはば かいせい ひつよう しょうがいしゃ たよう はたら・基本法第15条、第16条は、大幅な改正が必要。障害者の多様な働かた そうしゅつ ほうこうせい うだ はーとこうにゅうほう かんこうじゅき方の創出という方向性をしつかり打ち出すべき。ハート購入法や官公需ゆうせんはっちゅう じぎょうたい きぼ ちい しょうきぼ しごと うの優先発注があっても、事業体の規模が小さければ、小規模の仕事しか受じぎょうたい そだ ひつよう

けられない。事業体を育てることが必要。

ねんきんかいかく しょうがいねんきん さいていほしょう ほうこう か

- ・年 金 改 革 で 障 害 年 金 も 最 低 保 障 がつく 方 向 で変わるのではないか。 ぜんたい とお きほんほう しょうがいしゃ ろうどうけん ほしょう ほうこう
- ぜんたい とお きほんほう しょうがいしゃ ろうどうけん ほしょう ほうこう・全体を通して、基本法においては、障害者の労働権の保障をうたう方向 たよう はたら ば かくほ しく ちんぎんほてん ふく はたらば かかで。「多様な働く場を確保する仕組み」「賃金補填を含めた、働く場に関わらせいかつ しく しごと かくほ しく ひつようず生活できる仕組み」「仕事を確保するための仕組み」が必要。

いじょう 以上

だい かい しゅうろうごうどうさぎょうち - む ぎ じようし がつ にちぶん 第2回 就労合同作業チーム議事要旨(11月19日分)

がつ

にちじ へいせい ねん がつ にち きん 1. 日時:平 成 2 2 年 1 1 月 1 9 日 (金) 1 4:05~17:00

ばしょ こうせいろうどうしょうていそうとう かいこうどう

2. 場所:厚生労働省低層棟2階講堂

しゅっせきしゃ ごじゅうおんじゅん

3. 出席者(五十音順)

まついざちょう こまむらふくざちょう いとういいん かつまたいいん くらたいいん こんどういいん 松井座長、駒村副座長、伊東委員、勝又委員、倉田委員、近藤委員、 さいとういいん しんたにいいん たけしたいいん 斎 藤 委員、新 谷 委員、竹 下 委員

ぎじようし

4. 議事要旨

だい かい ぎろん ふ しゅうろう かん きほんりねん と (第1回の議論を踏まえて、就労に関する基本理念の取りまとめについて)

ろうどうしゃほごほう しゃかいてきじぎょうしょ がいねん ふめいかく ・「労働者保護法」や「社会的事業所」だけでは、概念が不明確である。例示で ちんぎんほてん めいじてき きさい

いいので、「賃金補填」も明示的に記載すべき。

かくそく なに きてい はたら けんり そうそく も こ かくそく なに きてい ざちょうあん こうもく・「働く権利」を総 則に盛り込むとすると、各 則で何を規定するか。座 長 案の6項目 かくそく きてい ぱあい じょうすう ふ こんぱくと ひつよう を 各 則 で規定する場合、 条 数 を増やさないようコンパクトにまとめることが 必 要 。 げんこう しょうがいしゃきほんほう じょう じょう のこ も こ ないよう か 現 行の障害者基本法の15条、16条を残すのかどうかによって、盛り込める内容が変

わる。

じょうぶんあん かたち さぎょうちーむ いけん だ ざちょうあん・条文案という形ではなく、作業チームとしての意見として出すのであれば、座長案の かたち ような 形 でよいのではないか。

はたら いぜん もんだい しゃかいさいど せきにん とら げんそく ろうどう・「働く」以前の問題を社会サイドの責任と捉えることを原則としつつ、労働のた

じゅんび しょくぎょうくんれん げんきゅう

めの準備、職業訓練などについても言及すべき。

しょうがい おも ひと たよう しゅうろう ば い 1tt- h ・障害の重い人のための多様な就労の場(生きがいや働きがいの場)を認めることにつ

しょうがいしゃ こよう じぎょうしゅ しゃかいてきせきむ げんきゅう いても 言及すべき。障害者の雇用は事業主の社会的責務であることについても げんきゅう

言 及すべき。

ろうどう い ふく がいねん

・「 労 働」に「生きがい」を 含 むと 概 念 があいまいになる。「生きがい」の場については、日 中 かつどう いちづ ちんぎんほてん ひょうげん も こ 活 動に位置付けるべき。「賃 金 補填」という表 現を盛り込むことに 賛 成。

まついざちょう せいり はつげん (松井座 長より整理の発 言)

ろうどうほごほう ろうどうしゃほごほう しゅうせい ざちょうあん

〇座長 案のうち、「労 働 保護法」は「労 働 者 保護法」に修 正する。

さぎょうちーむ ひつよう こうもく いけん だ じょうぶん すいしんかいぎ 〇作業 チームとしては必要な項目について意見を出し、条文については推進会議な せいり どで考えていくという整理。

- げんこう しょうがいしゃきほんほう じょう じょう さくじょ こんかい いけん も こ がち・現 行の障害者基本法の15条、16条を削除して、今回の意見を盛り込む形がよい。
- そうそく ろうどう けんり ほしょう きてい も こ きぼう しょうがいしゃきほんほう 総 則に「労 働の権利の保障」のような規定を盛り込むことを希望。障 害 者 基本法

れいじ ちんぎんほてんまた ちんぎん ひょうげん も こ いわかん から せいど・例 示として 賃 金 補填 又 は 賃 金 という 表 現 を盛り込んでも違和感はなく、新 しい制度を せんげん もんだい げんこう きほんほう ばらんす わる 宣 言 することに 問 題 はない。 現 行 の基 本 法はバランスが 悪 い。

ちんぎんほてん ひょうげん も こ われわれ けつい もんだい しょうがいしゃ しゃかい・賃 金 補填という表 現を盛り込むかどうかは、我 々の決意の問 題。障 害 者が社 会 たいとう ちい かくりつ なが か おも き ふ こ ひょうげん で対 等 な地位を 確 立 し、流 れを変えるためにも、 思 い切って踏み込んだ 表 現 にすべき。 ふくしてきしゅうろう ろうどう ろうどう こよう ことば ていぎ めいかくか ひつよう 福祉的就労は労働といえるのか。労働、雇用という言葉の定義を明確化する必要

ちんぎんほてん しょとくほしょう つか わ かんが ろうどう しゃかいさんか うなが ・賃 金補填と所 得 保障の使い分けを考えなければならない。「労働や社会参加を促 しょとくほしょう ちんぎんほてん りょうほう ことば い かたち すような所得保障や賃金補填」のような両方の言葉を入れる形がよいのでは。 しょとくほしょう しゅほう ちんぎんほてん てあて しょとくほしょう つか

・所得保障の手法として賃金補填や手当がある。所得保障だけ使ってしまうと、 ちんぎんほてん しゅほう う りょうほうきさい 賃 金 補填という 手 法 が埋もれてしまうおそれがある。 両 方 記載すべき。

- すいしんかいぎ しょとくほしょう ねんきん わくぐ おも ぎろん しょとく・ 推 進 会議では、所 得 保 障 は 年 金 の枠組みで 主 に議論している。ここでは、所 得 ほしょう おも ろうどう かんけい ぎろん ちんぎんほてん なに いみ あいまい保障を主に労働との関係で議論している。賃金補填が何を意味するのか曖昧だ。 しょうがいねんきん あ かた ろうどう しょとくほしょう べつ ぎろん で 害 年 金 の在り 方 については、労 働 による 所 得 保 障 と 別 に議論することはできな

だいたん ふ こ いけん だ さんせい ちんぎんほてん かん ぎろん ふじゅうぶん なか・大 胆に踏み込んだ意見を出すことは 賛 成 だが 賃 金 補 填に 関 する議論が 不 十 分 な 中 われわれ ほうこうせい あき げんこうせいど ほうりつ きてい で、現 行 制度にないものを法 律に規定できないのではないか。我 々の方 向 性は明ら

かにすべきだ。

う だ ひつよう

- ・無いからこそ、新しいものを打ち出す必要がある。
- ぐたいてき いけん きさい ざちょう いちにん いちどうりょうしょう
- ・具体的な意見の記載ぶりについては、座長に一任してもらえるか。(一同了承)

こまむらふくざちょうていしゅつしりょう

(駒村副座長提出資料について)

どういつろうどう どういつちんぎん しょうがいしゃ ほか もの ちんぎん さ で・「同 一 労 働 、同 一 賃 金 」からいうと 障 害 者と他の者では賃 金に差が出るが、 かんきょう せいび じんてきさぽーと しょうがいしゃ せいさんせい あ ちんぎん 環 境 の整備や人 的 サポートにより 障 害 者 の 生 産 性 が上がれば、賃 金 もあがる。 かんきょう せいび じんてきさぽーと しょうがいしゃ せいさんせい あ きぎょうとう 環境の整備や人的 サポートにより、障害者の生産性を上げられるよう企業等を

しえん せいさんせい あ さいていちんぎん み ぶぶん ほてん 支援すべき。 生 産 性 が上がってもなお、最 低 賃 金 に満たない部分を補填するのが ちんぎんほてん

賃 金補填である。

- みのおし しゃかいてきじぎょうしょ おな かんが かた ・箕面市の社会的事業所も、同じ考え方である。
- ず いち こまむらふくざちょう
- ・障害年金は(この図に)どう位置づくのか?(駒村副座長より⇒ここでは現行の

しょうがいねんきん こうりょ しょうがいねんきん かいかく ばあい ちんぎんほてん ちょうせい 障害年金は考慮していない。障害年金が改革された場合、賃金補填との調整 ひつよう

は必要)

- ろうどう しつ しょうがいしゃ のうりょく あ しょくしゅ せんたく 労働の質とは、障害者の能力に合った職種が選択できることではないのか。
- でぃーせんとわーく にんげん そんげん はたら かた・ディーセントワークとは 人 間 としての 尊 厳 にふさわしい 働 き 方 のこと。
- しょうがい おも ひと ろうどうほうき てきよう むずか しょうがいねんきん ベーす・ 障害の重い人すべてに労働法規を適用するのは難しい。障害年金をベースにし
- ちんぎんほてん く あ ろうどうしゃほ ごほうせい てきよう ほうほう かんが つつ、賃 金 補填を組み合わせて 労 働 者保護法制 を適用 するという方法 を考えるべ

ねんきん ちんぎんほてん あ かた げんこう ねんきんせいど ちんぎんほてん ・年 金、賃 金 補填の在り方については、「現 行の年 金制度と賃 金 補填を組み合わせ ほうほう ざいしょくしょうがいねんきん かたち ろうどうしゃせい かくほ ほうほう かんが る方 法」と「在 職 障 害 年 金という形で労 働 者 性を確保する方 法」が考えられ る。

そうごうふくしほう しゅびはんい しょうがいしゃこようそくしんせいど しょうがいしゃ はんい (総合福祉法の守備範囲(障害者雇用促進制度などにおける「障害者」の範囲に けんとう ついての検討))

むずか

ろうどうのうりょくひょうか けんきゅう しひょうか

- ・労働能力評価についての研究をしたが、指標化することは難しかった。
- しゃかいもでる けっていきじゅん てちょうせいど たんじゅん いがくもでる・社 会 モデルは決 定 基 準 とはなじみにくい。手 帳 制度は、単 純に医学モデルとはいえ いがくもでる しゃかいもでる たんじゅん き わ ぎろん ず、医学モデルか社 会 モデルかという 単 純 な切り分けで議論できない。

しょうがいしゃ しゅうろう こんなん しえん ひつようど すうちか むずか にーず ちゅうしん・ 障害者の就労の困難さや支援の必要度を数値化するのは難しい。ニーズを中心 ぎろん

議論すべき。

こようりつせいど いってい きじゅん せさく たいしょうはんい き しょくばかんきょう ・雇用率制度などー 定の基準がないと施策の対象範囲が決められないが、職場環境 せいび しゃかいもでるてき かんてん はい ばめん せさくもくてき つか わの整備などは社会モデル的な観点が入る場面なので、施策目的によって使い分ける

べき。

しょうがいしゃてちょうしゅとくしゃいがい もの たいしょう せさく

- ・障害者手帳取得者以外の者を対象とした施策についても議論すべき。 たいしょう しょうがいしゃ はんい こと とういつ
- ・サービスによって 対 象 となる 障 害 者 の範囲が 異 なる。これを 統 ー することは ひげんじつてき 非現実的。

こようりつ たいしょうはんい かくだい はんい かくだい じゅうどしょうがいしゃ けいえん・雇用率の対象範囲は拡大すべきだが、範囲が拡大すると重度障害者が敬遠さ

れやすい。

しょうがいしゃ しゅうしょくまえ しゅうしょくちゅう りしょくご けいぞく しえん 1tt- h きぼう ・働くことを希望している 障害者を就職前、就職中、離職後と継続して支援 そうごうてき しく しっぱい さいちゃれんじ しく ひつよう せいしん そうごうてき しく しっぱい さいちゃれんじ しく ひつよう せいしん する 総 合 的 な仕組みや、 失 敗 しても再チャレンジできるような仕組みが 必 要 。 精 神 しく ひつよう せいしん しょうがい すうちか にーず いっしょ さが しえん ひつよう 障害は数値化になじまず、ニーズを一緒に探すような支援が必要。 しょうがい すうちか

しょうがいしゃ ささ わんすとっぷ まどぐち せいび しゅうろうしえん せいかつしえん せんもんしょくいん ・ 障 害 者を支えるワンストップの窓口の整備(就労支援、生活支援の専門職員の はいち ひつよう しんろ さんこう しひょう ひつよう ごうぎたい しょうがいとうじしゃ 配置)が必要。進路の参考となる指標は必要であり、合議体(障害当事者、

きょういく ろうどうかんけい ゆうしきしゃとう しえんりょう けってい 教 育・労 働 関 係の有 識 者 等) により支 援 量を決 定すべき。

はたら しょうがいしゃ う と ところ はたら ば ふ ひつよう 「働きたい」障害者を受け止められる所がない。働く場をもっと増やすことが必要。

そうごうふくしほう しゅびはんい げんこう ふくしてきしゅうろう しゅうろういこうしえんじぎょう しゅうろうけいぞく (総合福祉法の守備範囲(現行の福祉的就労(就労移行支援事業や就労継続 しえんじぎょう たいしょう しょうがいしゃ はんい かんが 支援事業)の対象となる「障害者」の範囲についてどのように考えるか。)

しゅうろういこうしえん しゅうぎょう せいかつしえんせんた れんけいきょうかまた きのうとうごう おこな

・就 労 移行支援と就 業・生 活 支援センターは連 携 強 化 又は機能統 合を行うべき。 ふくし ろうどう しーむれす しえん ひつよう ろうどうしゃせい もと ちんぎんほてん 福祉と労働でシームレスな支援が必要。労働者性を求めるもの(賃金補填と ろうどうしゃほごほう てきよう ば もと いはたら げ 労働者保護法の適用する場)と求めないもの(「生きがい」や「働きがい」の場)に分 せいり

けて整理すべき。

しょうがいしゃ ろうどうほうせい てきよう ばあい じぎょうしょ しゅうえき じぎょう いじ

- ・障害者に労働法制を適用した場合、事業所は収益で事業を維持しなければな じぎょうしょ な た
 - らない。それで事業所が成り立つのか。
- うりあ とう しょうがく しきめいれいかんとくか はたら ・「指揮命令監督下で働いているか」と「売上げ等が少額であるか」という視点からみ がたじぎょうしょ ろうどう な た ところ でいあくてぃびてぃせんたーてき ところ て、B 型 事 業 所 にも 労 働 として成り立つ 所 とデイアクティビティセンター的な 所 がある。 ろうどう なた ところ ちんぎんほてん ろうどうしゃほごほう たいしょう 労 働 として成り立つ 所には 賃 金 補填をして 労 働 者 保護法の 対 象 とすべきだ。
- ふくしてきしゅうろう ちんぎんほてん ろうどうしゃほごほう てきよう ぎもん ふくしてき・福祉的就労に、賃金補填をして労働者保護法を適用することには疑問だ。福祉的 $L_{p,j,0,0}$ ひと なか いっぱん $L_{p,j,0,0,0}$ い ひと おお いっぱんこよう う ざら 就 労 にいる 人 の 中 にも 一 般 就 労 に行ける 人 が 多 くいるが、 一 般 雇 用の受け 皿 が もんだい

ないのが問題。

がた りょうしゃ ちんぎんほてん ろうどうしゃせい ばあい ゆうきゅうきゅうか ひ・B型の利用者に賃金補填をして労働者性ありとした場合、有給休暇の日に # 計しゅう しはら しゅうえき え #うしゅう しはら とう かだい 報 酬 が支払われるのか、収 益 を得ているのに 報 酬 がそのまま支払われるのか 等 の課題 なごやちさいはんけつ こうちん ひかぜい ろうどうしゃせい みと ちんぎんがある。名古屋地裁 判 決 によると エ 賃 は非課税だが、労 働 者 性 を認 めると 賃 金 と かぜい じぎょうしょ ちんぎん けいひ せいり じぎょう なり課税され、事業所も賃金を経費として整理することとなるはず。それで事業が維持

できるのか。

しく ひつよう いっぽう そうごうふくしほういがい いっぱんしゅうろう いこう ・総合福祉法以外のところで、一般就労に移行させる仕組みが必要。一方で、簡単いこう げんじつ ふ そうごうふくしほう しえん しく ひつよう に移行できない 現 実も踏まえて、総 合 福祉法でも支援する仕組みが必要。 いっぱんしゅうろう ほごこよう るいけい ひつよう

・ 一般就 労と保護雇用の2つの類型が必要だ。

げんこうせいど ぜんてい いっぱんしゅうろう

・現 行 制度を 前 提 とすべきではない。 一般 就 労 をすべてに当てはめるのは無理。働 けな ひと しゅみ せんたく そうごうふくしほう こょう ふく りねんい 人 は趣味などの 選 択 ができるようにするべき。 総 合 福 祉 法に雇用も 含 めた理念や きほんてきほうこう か もと こようそくしんほう ばつほんてき かいせい 基本的方向を書き、これに基づき雇用促進法を抜本的に改正すべき。

しゃかいてきじぎょうしょ しょうがいしゃこようそくしんほう いち しょうがい おも ひと ばら・社 会 的 事 業 所は障害者雇用促進法に位置づけるべき。障害の重い人も働け ぎろん しゅっぱつてん

るようにすることが議論の出発点。

そうごうふくしほう しょくぎょうくんれん でいあくていびてい も こ こようそくしんほう 総合福祉法に職業訓練やデイアクティビティを盛り込むべき。雇用促進法は、

ろうどうしゃせい ゆう じこう ろうどうしゃせい ゆう じこう さだ ろうどう せかい しょうがいしゃ いっぱんしゅうろう ひ労 働 者 性を有する事項について定め、労働の世界から障害者を一般就労へ引 かんが

き上げると考えるべき。

こようそくしんほう ぱつほんてきかいせい ふくしてきしゅうろう ふく どくりっ・雇用 促 進 法 は 抜 本 的 改 正 すべき。福 祉 的 就 労 については、これを 含 めて 独 立 し

あら ほうりつ と こ ほう もくてき りねんちーむ あん さんせいた 新たな 法 律に取り込むという「法の目的・理念チーム」の案に賛成。

せいさんせい ひと ろうどうしゃせい bt りかい え ふくしてきしゅうろう・生産性のない人に労働者性を与えるのは理解が得られない。福祉的就労に

ろうどうしゃほごほう ぜんぶてきょう むり むじゅん はんい かのう かぎ てきょう 労 働 者 保護法の全部 適 用 は無理。 矛 盾 のない範囲で可能な 限 り 適 用 すべき。

そうごうふくしほう でいあくていびていせんた きてい きぼう ひと う い・総 合 福 祉 法はデイアクティビティセンターを規定すべき。希望する 人 は、すべて受け入れ ろうどうしゃせい も こ むり ろうどうしゃせい こょうるべきであり、そこに 労 働 者 性 を持ち込むのは無理がある。 労 働 者 性 については、雇用 ぬし こよう せんたくけん こようじょうけん とうぜん

主に雇用するかの選択権や雇用条件があることが当然。

みのおし しゃかいてきじぎょうしょ しょうがいしゃ じっしゅう み しえん

•箕面市の社会的事業所では、まず障害者の実習を見て、支援がいらない人は一般 しゅうろうしえん すす こよう かつどう むり ひと こよう はんだん 就 労 支援に進 めるため雇用せず、また活動が無理な人も雇用をしないという判断を こべつ 個別にしている。

ふくしてきしゅうろう いっぱんしゅうろう い ひと あつ ろうどうしゃせい かくほ ・ 福 祉 的 就 労 は 一 般 就 労 に行けない 人 が 集 まっているが、 労 働 者 性 を確保するた しごと いみ

めにはただ集まるだけではなく仕事をしていなければ意味がない。

さまざま いけん だ いけん へいき かたち

・様 々 な意見が出されているので、それらの意見を併記する形にしたい。

しゅうろうせいさく もんだいてん (「福祉から雇用へ」の移行はどこまで進んだのか?これまでの就労政策の問題点をど かんが げんこう しゅうろういこうしえんじぎょう しゅうろうけいぞくしえんじぎょう がた がた う考えるのか?。現 行の就 労移行支援事 業や就 労 継 続支援事 業A型・B型の とら なお ふく しゅうろう せいどせっけい かんが 捉え直しを含む、これからの就 労の制度設計をどう考えるか。)

しゃかいてきじぎょうしょ ほごこよう のーまらいぜーしょん いっぱんしゅうろうそくしん はん・社 会 的 事 業 所 や保護雇用は、ノーマライゼーションやー 般 就 労 促 進に反すると そくしん ごかい

いう誤解があるが、むしろ促進につながるものである。

じぎょうしょ こうちん あ どりょく うえ た ぶぶん ちんぎん・事 業 所は工 賃を上げる努力をしなければならない。その上で、足りない部分を賃金 ぶぶん ちんぎん ほてん しく ひつよう 補填する仕組みが必要。

こようそくしんほう けいぞくてき しえん けいぞくてき しえん ほごしゃかいしえんこよう・雇用 促 進 法には、継 続 的な支援がない。継 続 的な支援と保護社 会支援雇用との かんけい けいぞくてき しえん ほごこよう ふよう 関係はどうなるのか(継続的な支援があれば、保護雇用は不要か。)。

すく とくていきゅうしょくしゃこようかいはつじょせいきん ちょうき しえん ひつよう しゅうろう・少なくとも、特定 求職者雇用開発助成金などは長期の支援が必要。就労 こんなん しょうがいしゃ う い ほごこよう けいぞくてき ちんぎんほてん ひつよう いっぱん 困 難 な 障 害 者 を受け入れる保護雇用には、継 続 的 な 賃 金 補填が 必 要。 一般 しゅうろう いこう べくとる ひつよう 就労へ移行させるベクトルも必要。

ほごこよう かん さいきん ていぎ かなら ちんぎんほてん ともな ほご・OECDの保護雇用に関する最近の定義では、必ずしも賃金補填などを伴う保護 こうじょう わーくしょっぷ こよう そーしゃる ふぁーむ とくれいこがいしゃ 工 場 (ワークショップ) などでの雇用だけでなく、ソーシャル・ファームや 特 例 子 会 社の しょうがいしゃ ぶんり かたち こよう いっぱんきぎょう ほごように、障害者を分離した形で雇用する一般企業 (segregated employment)も保護 こよう はんちゅう ふく

雇用の範疇に含む、とされる。

しょうがいしゃ にーず そ しょくぎょうせんたく きほん じんてきしえん ちんぎん 障害者のニーズに沿った職業選択ができるようにすることが基本。人的支援や賃金

補填などをする仕組みが社会支援雇用である。

ちんぎんほてん たいしょうしゃ がく き かた

- 賃金補填の対象者や額の決め方は、どうなるのか。
- わんすとっぷ そうごうまどぐち あせすめんと がく き たよう しゅうろう ば ようい・ワンストップの総合窓口がアセスメントして額を決める。多様な就労の場を用意する
- ひつよう そうごうてき あせすめんとしひょう ひつよう しょくば ことが必要で、総合的なアセスメント指標が必要となる。その職場でどのような しえん ひつよう がく き 支援が必要かで額が決まる。

- ちんぎんほてん がく せいさんせい さだ あせすめんと ふょう ・賃 金 補填の額は、生 産 性によって定まるはずであり、アセスメントは不要ではないか。 ろうどうのうりょく かんきょう こと いちがい き あせすめんと
- ・ 労 働 能 力 は 環 境 によって 異 なるので、 一 概 には決められないから、アセスメントが ひつよう 必要。

まついざちょう

(松井座 長より)

じむきょく そうだん うえ めーる そうふ しょうがいしゃきほんほう はんえい かかわ いけん ・障害者基本法への反映に係る意見については、事務局と相談の上、メールで送付

がつ にち すいすすむかいぎ ざちょうあん だ きょう ぎろん ほそくせつめい かたち・11月22日の推進会議には、座長案を出しており、今日の議論を補足説明する形。 がつ にち すいすすむかいぎ

いじょう 以 上